

○国土交通省令第二十八号

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第一百五十八号）第十四条第二号及び第三号の規定に基づき、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

都市計画法施行規則の一部を改正する省令
都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(都市計画の軽易な変更) 第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路に関する都市計画 次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、イ及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。</p> <p>イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの(起点又は終点の変更を伴うものにあつて</p>	<p>(都市計画の軽易な変更) 第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路に関する都市計画 次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、イ及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。</p> <p>イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの(起点又は終点の変更を伴うものにあつて</p>

は、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で四以上交差するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。）

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの

ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更（起点又は終点の移動する距離が百メートル以上であるものを除く。）による当該他の道路の位置又は区域の変更

ニ 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更

ホ 他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更

四〇八 (略)

は、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で四以上交差するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。）

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの

ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更（起点又は終点の移動する距離が百メートル以上であるものを除く。）による当該他の道路の位置又は区域の変更

ニ 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更（新設）

四〇八 (略)

附 則
この省令は公布の日から施行する。